

目 次

令和 2 年 5 月 2 1 日（木曜日）

議事日程（第 1 号）

開議（午前 9 時 3 0 分）

招集告示 1

議会運営委員会委員長報告 3

開会、開議 6

会議録署名議員の指名 6

会期の決定 6

閉会中の継続調査結果報告 6

（総務建設常任委員会） 7

委員長報告に対する質疑 7

（総務建設常任委員会） 7

議案の上程、提案理由の説明 7

（議案第 1 号～議案第 1 1 号）

提案理由に対する質疑 1 2

（議案第 1 号～議案第 1 1 号）

討論、採決 1 3

（議案第 1 号～議案第 1 1 号）

閉会中の継続調査申出 1 7

閉会（午前 1 0 時 0 7 分） 1 7

令和 2 年 5 月土庄町議会臨時会会議録

土庄町告示第 72 号

令和 2 年 5 月土庄町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 2 年 5 月 11 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、期 日 令和 2 年 5 月 21 日（木）
- 2、場 所 土庄町役場 議場
- 3、付議事件
 - （1）専決処分の承認を求めることについて
（土庄町税条例等の一部を改正する条例）
 - （2）専決処分の承認を求めることについて
（土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - （3）専決処分の承認を求めることについて
（土庄町中小企業融資条例の一部を改正する条例）
 - （4）専決処分の承認を求めることについて
（土庄町税条例の一部を改正する条例）
 - （5）専決処分の承認を求めることについて
（土庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
 - （6）専決処分の承認を求めることについて
（土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
 - （7）専決処分の承認を求めることについて
（令和 2 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号））
 - （8）令和 2 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）
 - （9）令和 2 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - （10）土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例
 - （11）土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 2 年 5 月 21 日（木曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の防止のため、議員席、執行部席、傍聴席の座席について、間隔をあけて一部移動していただいております。よろしくお願いいたします。また、議場内におきましてはマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から本臨時会招集のご挨拶がございます。

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和 2 年 5 月土庄町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、今回の臨時議会でございますが、コロナ対策ということで今日開催をお願いしたところであります。そういう中で国のほうにおいては、特別給付金全国民に 1 人 10 万ということですね、土庄町の今の現状だけ皆さんに少しだけご説明させていただきたいと思いますが、発送したのは、6673 件の発送をいたしております。

そして、皆さんご存知のようにオンライン申請というのがありまして、これも非常に大変な状況で、高松市をはじめですね、中止したところもありますが、土庄町我が町においてはですね、やっております。78 件の申請がありました。

そして、申請があったということですね、実は昨日もう 10 万円振込をいたしております。

あと郵送等についてはですね、5 月、今月の 19 日でいったん締めております。2500 件、ですから申請率でいきますと約 38%の方が申請をしております。この方についてはですね、今月の 28 日に振込をする予定で今動いております。それ以降の 62%ですか、残りの方については随時入ってくると思いますが、いったん締めてですね、毎週 1 回木曜日の想定でですね、振込をしていこうという計画で今おります。これが国の給付金でございます。

あと今日ですね、町独自の臨時対策ということで皆さまにお諮りをしたいと思っております。

そして国のほうからも今度新しい生活様式っていうのを発表させております。これがどういうこれから生活にとってですね、大変な状況になるかっていうのは今までと違う生活になってくるのかなと思います。そのあたりも踏まえてですね、皆さま方にもよろしくお願いいたします、今年の町主催の行事等についてはですね、

ほとんど9月、8月ですか、8月末まではほとんど中止または書面会議とかいうので全部対応をさせていただいております。9月以降については、まだ今のところ未定でございまして、今後ですね、状況を見ながらこれから決めていこうかなと思っております。そんな中においては、一つの目玉であったんですが、フラダンスの第1回の会であったりだとか、離島甲子園これも当然今回中止と先送り、来年ということにさせていただいておりますので、そのあたりもよろしくお願いしたいと思います。それでは、本日の提案の議案につきましては、専決処分の承認についてが7件、補正予算関係が2件、条例関係が2件の合計11件でございます。よろしくご審議の上、全議案ご議決となりますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

去る5月12日、議会運営委員会を開催いたしまして、本臨時会の運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。本委員会は去る5月12日、15時から委員会室におきまして、5月臨時会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございしますが、本日1日を予定しております。

次に、会議の進め方でございしますが、冒頭に閉会中における継続調査結果について、総務建設常任委員長より報告していただき、その後報告に対する質疑を行います。

続きまして、執行部より議案第1号から議案第11号の提案理由の説明を受け、質疑をお願いいたします。

続きまして、議案第1号から議案第11号の討論、採決を行います。

最後に、閉会中の継続調査申出を採決し、本臨時会を終了する予定でございしますのでよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会からのご報告とさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本臨時会は、本日の1日を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、

ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和 2 年 5 月 21 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	5 番（岡野能之君）	6 番（岡本経治君）
7 番（高橋正博君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼総務課長（鳥井基史）	参事兼企画課長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（奥村 忠）	健康福祉課長（笹山恵子）
住民環境課長（三木新治）	建設課課長補佐（赤谷 淳）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（宮原正行）
総務課課長補佐（島原正喜）	

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（樋口和徳）
--------------	----------

議事日程 第 1 号

別紙のとおり

令和2年5月土庄町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年5月21日（木曜日） 午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会）
- 第 4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
（土庄町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
（土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
（土庄町中小企業融資条例の一部を改正する条例）
- 第 7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
（土庄町税条例の一部を改正する条例）
- 第 8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
（土庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 9 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
（土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 第10 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて
（令和2年度土庄町一般会計補正予算（第1号））
- 第11 議案第8号 令和2年度土庄町一般会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第9号 令和2年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第10号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第11号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例
- 第15 閉会中の継続調査申出について

開会、開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 2 年 5 月土庄町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（濱野良一君）

これより本日の日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第 125 条の規定により、議長において 6 番岡本経治君、7 番高橋正博君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濱野良一君）

日程第 2、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日といたします。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（濱野良一君）

日程第 3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、総務建設常任委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 岡本経治君。

○総務建設常任委員長（岡本経治君）

おはようございます。

閉会中の令和 2 年 4 月 22 日に総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。

2 月 20 日の閉会中の委員会で、建設課から未売却となっている王子前の分譲地について、販売価格を下げて売却することを計画しているとの説明がありました。これに対し、委員から委員会としての意見を示すべきという声があったので、協議を行いました。委員から、王子前分譲地に関わる町の予算は 7,800 万円であるのに対し、価格を下げて販売した場合、収入額は 5,800 万円の見込みとなるが、その差額はどのようにするのかとの質問があり、一般会計からの繰り入れ等いろいろな方法を考えているとの回答がありました。

また、下げ幅を約 50%にしている根拠は何かとの質問に、下落率を参考にし、不動産鑑定を用いた価格としていると回答がありました。

さらに、住民感情への配慮が必要ではないかという意見に対しては、住民説明会の実施を検討しているとのことでした。委員会としては、建設課が計画している販売方法に異議はなく、計画案のとおり進めていくことを了承いたしました。

以上で、閉会中に開催された総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもって、総務建設常任委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～議案第 11 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 4、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例

等の一部を改正する条例) の件から、日程第 14、議案第 11 号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長 (鳥井基史君)

それでは、本臨時会に提案いたしました議案につきまして、説明をさせていただきます。お手元に議案書並びに審議資料をご用意ください。

議案書の 1 ページをお開きください。審議資料は 1 ページから 52 ページになります。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、土庄町税条例等の一部を改正する条例について、令和 2 年 3 月 31 日専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、2 ページから 11 ページにかけてでございます。

提案理由としましては地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 12 ページをお開きください。審議資料は 53 ページから 55 ページになります。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、令和 2 年 3 月 31 日専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、13 ページになります。

提案理由としまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 14 ページをお開きください。審議資料は 56 ページになります。

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、土庄町中小企業融資条例の一部を改正する条例について、令和 2 年 4 月 24 日専決処分したので、同条第 3 の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、15 ページになります。

提案理由としまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小事業者を融資対象者とするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 16 ページをお開きください。審議資料は 57 ページから 60 ページになります。

議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、土庄町税条例の一部を改正する条例について、令和 2 年 4 月 30 日専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、17 ページから 18 ページにかけてでございます。

提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 19 ページをお開きください。審議資料は 61 ページになります。

議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、土庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、令和 2 年 5 月 1 日専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、20 ページになります。

提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる被保険者に対して、香川県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金に係る申請書の受付事務を本町において行う事務として定めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 21 ページをご覧ください。審議資料は 62 ページから 63 ページになります。

議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、令和 2 年 5 月 1 日専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、22 ページから 23 ページになります。

提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる被保険者に対し、傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 24 ページをお開きください。

議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号）について、令和 2 年 5 月 1 日専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、25 ページから 33 ページになります。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明いたします。

歳出としまして、32 ページ、33 ページをお願いします。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、17 目 特別定額給付金事業 13 億 7,750 万 7 千円は、特別定額給付金 1 人 10 万円を町民に給付するための事業費及び事務費の補正であります。事業費及び事務費ともに国庫補助金 10 分の 10、100%でございます。

7 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工業振興費の融資預託金事業 4,500 万円は、土庄町中小企業融資条例に基づき融資する三行を追加するため、中小企業融資預託金の補正であります。

以上が補正予算の概要でございます。財源の不足分につきましては財政調整基金繰入金 4,500 万円を充当いたします。

25 ページにお戻りください。

今回の補正額は、14 億 2,250 万 7 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 119 億 9,150 万 7 千円となります。

続きまして、議案書の 35 ページをお開きください。

議案第 8 号 令和 2 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明いたします。

歳出としまして、42 ページ、43 ページをお願いします。

3 款 民生費、2 項 児童福祉費、2 目 児童措置費の子育て世帯臨時特別給付金支給事業 4,256 万 6 千円は、4 月 30 日国の補正予算成立に伴う「子育て世帯への臨時特別給付金」として、令和 2 年 4 月分の児童手当を受給している方に、対象児童 1 人につき 1 万円の給付と、その上に土庄町独自の支援策として、給付金 2 万円を追加するための事務費及び給付金の計上であります。「子育て世帯への臨時特別給付金」は国費 10 分の 10、100%で、事務費及び事業費合わせて 1,496 万 6 千円を充当いたします。

3 目 母子福祉費のひとり親家庭等臨時特別給付金支援事業 151 万 7 千円は、土庄町独自の支援策として、児童扶養手当受給世帯のうち就学援助給付金の支給対象外となる者に、1 人当たり 2 万円、障害児を養育する世帯への支援として、特別児童扶養手当受給世帯の子ども 1 人当たり 2 万円を給付いたします。そのための事務費及び給付金の計上であります。

中段にまいりまして、4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、1 目 保健衛生総務費の妊産婦応援臨時給付金事業 900 万円は、土庄町独自の支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響の下、妊婦の方に安心して生み育てられる環境を提供するため、胎児 1 人当たり 10 万円を給付するための計上であります。

下段から 44 ページ、45 ページの上段にまいります。

6 款 農林水産業費、1 項 農業費、4 目 畜産業費の新型コロナウイルス対策畜産ブランド活性化支援事業 180 万円は、土庄町独自の支援策として、町独自のブランド化を推進しているオリーブ牛の育成世帯に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による減収分の一部を支援する補助金の計上であります。

中段にまいりまして、3 項 水産業費、1 目 水産業振興費の新型コロナウイルス対策水産ブランド活性化支援事業 100 万円は、土庄町独自の支援策として、町独自のブランド化を推進している島鯉事業の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で休止していることを受け、施設維持管理の支援をするための補助金の計上であります。

下段にまいりまして、7 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工業振興費の新型コロナウイルス感染症対策中小企業等緊急支援事業 9,162 万 1 千円は、土庄町独自の支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが前年度比で 50%以上減少している法人、個人事業主に対し、上乗せ給付する中小企業等支援臨時給付金 8,800 万円と、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた町内宿泊事業者の経済的損失に対する緊急措置として、小豆島観光旅館組合補助金 150 万円及び事務費の計上であります。

46 ページ、47 ページの上段をお願いします。

10 款 教育費、2 項 小学校費、2 目 教育振興費の教育振興事業 128 万円は、土庄町独自の支援策として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による臨時休業に伴い、家計での生活費等の増加が見込まれることから、就学援助金の第 2 回上乗せとして子ども一人当たり 2 万円を給付するものであります。

3 項 中学校費、2 目 教育振興費の教育振興事業 72 万円は、小学校費と同様に土庄町独自の支援策として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による臨時休業に伴い、家計での生活費等の増加が見込まれることから、就学援助金の第 2 回上乗せとして子ども一人当たり 2 万円を給付するものであります。

以上が補正予算の概要でございます。財源の不足分につきましては財政調整基金繰入金 1 億 3,453 万 8 千円を充当いたします。

35 ページにお戻りください。

今回の補正額は、1 億 4,950 万 4 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 121 億 4,101 万 1 千円となります。

続きまして、議案書の 49 ページをお開きください。

議案第 9 号 令和 2 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明いたします。

歳出としまして、56 ページ、57 ページをお願いします。

2 款 保険給付費、6 項 傷病手当金、1 目の傷病手当金 200 万円は、国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等により同感染症が疑われる被用者に対し、収入がなくなることにより生活が困窮することを防ぐため、傷病手当金支給のための計上であります。特別調整交付金 200 万円を充当いたします。

以上が補正予算の概要でございます、49 ページにお戻りください。

今回の補正額は、200 万円の増額となり補正前の予算額と合計しますと 20 億 6,836 万 4 千円となります。

続きまして、議案書の 58 ページをお開きください。審議資料は 64 ページになります。

議案第 10 号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、個人番号通知カードが廃止されるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

続きまして、議案書の 59 ページをご覧ください。審議資料は 65 ページ、66 ページになります。

議案第 11 号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

以上であります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 11 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号から議案第 11 号までの各議案について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 11 号までの質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 11 号）

○議長（濱野良一君）

これより、討論、採決を行います。

日程第 4、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例等の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 1 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 5、議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 6、議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町中小企業融資条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 7、議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 4 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 8、議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 5 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 9、議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 6 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 10、議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号））について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 7 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 11、議案第 8 号 令和 2 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 12、議案第 9 号 令和 2 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 13、議案第 10 号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 14、議案第 11 号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濱野良一君）

日程第 15 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたし

ました。

これにて、令和 2 年 5 月土庄町議会臨時会を閉会いたします。誠に、お疲れ様でした。

散 会 午前 10 時 07 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（ 濱 野 良 一 ）

同 議員（ 岡 本 経 治 ）

同 議員（ 高 橋 正 博 ）